

【表紙】

【提出書類】 半期報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年1月15日

【中間会計期間】 第15期中(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

【会社名】 株式会社LDH

【英訳名】 LDH Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石坂弘紀

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿七丁目20番1号
(注) 平成21年11月24日に本店移転を行っております。
旧住所 東京都港区赤坂二丁目17番22号

【電話番号】 03(5155)1001(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 沖本普紀

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿七丁目20番1号

【電話番号】 03(5155)1001(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 沖本普紀

【縦覧に供する場所】 該当事項はございません。

1 【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年12月22日に提出いたしました第15期中(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)半期報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第5 経理の状況

1 中間連結財務諸表等

(1) 中間連結財務諸表

注記事項

中間連結貸借対照表関係

2 中間財務諸表等

(1) 中間財務諸表

注記事項

中間貸借対照表関係

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第5 【経理の状況】

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

(訂正前)

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>3 偶発債務 重要な係争事件 当社は、株式会社フジ・メディア・ホールディングスより、平成17年4月18日に1株329円をもって引き受けた当社株式133,740,000株を、平成18年3月16日に売却したことに伴う損失額34,504百万円について、証券取引法第18条第1項に基づく損害賠償請求を受けております。これについて、その裁判の結果によっては合計で34,504百万円の損害賠償金の支払が発生する可能性があります。</p> <p>さらに、当社は、証券取引法違反(虚偽記載の有価証券報告書)により、個人株主及び機関投資家等より証券取引法第21条の2に基づく損害賠償請求を受けております。これについて、その裁判の結果によっては合計で41,956百万円の損害賠償金の支払が発生する可能性があります。</p> <p>また、当社は、個人株主及び機関投資家等より民法第709条に基づく損害賠償請求を受けております。これについて、その裁判の結果によっては合計で177百万円の損害賠償金の支払が発生する可能性があります。</p> <p>上記株主訴訟のうち、日本生命保険相互会社その他5信託銀行からの訴訟については、平成20年6月13日東京地方裁判所にて判決が出され、原告請求10,881百万円のうち、9,544百万円の請求を認める判決が出されました。弊社ではこの判決を不服として、東京高等裁判所に控訴いたしました。当該判決が出たことに伴い、遅延損害金等を含め訴訟損失引当金として計上しております。</p> <p>さらに、当社は、アライドテレシス株式会社より民法第415条(債務不履行による損害賠償)に基づく債務不履行による違約金の支払請求を受けており、裁判の結果により430百万円の違約金の支払が発生する可能性があります。加えて、榎本大輔氏からは、民法第703条(不当利得返還請求権)に基づく不当利得返還請求を受けており、裁判の結果により750百万円の支払が発生する可能性があります。</p>	<p>2 偶発債務 重要な係争事件 当社は、旧証券取引法違反(虚偽記載の有価証券報告書)により、個人株主および機関投資家等より旧証券取引法第21条の2第1項(流通市場における民事責任規定)に基づく損害賠償請求を受けております。これについて、その裁判の結果によっては合計で24,511百万円の損害賠償金の支払が発生する可能性があります。</p> <p>また、当社は、機関投資家等より民法第709条(一般不法行為)に基づく損害賠償請求を受けております。これについて、その裁判の結果によっては合計で1,231百万円の損害賠償金の支払が発生する可能性があります。</p> <p>上記株主訴訟のうち、個人株主約3,000人を原告とする訴訟については、平成21年5月21日東京地方裁判所にて、原告請求23,069百万円のうち、7,270百万円の請求を認める判決が出されました。このうち、原告約1,500人とは、<u>1審認容額3,993百万円</u>を当社が支払う内容での和解が成立したため、現在は、残りの原告約1,500名から、10,520百万円の請求を受けております。当社はこの判決を不服として、東京高等裁判所に控訴いたしております。さらに、日本生命保険相互会社その他5信託銀行からの訴訟については、平成21年12月16日東京高等裁判所にて、原告請求10,881百万円のうち9,896百万円の請求を認める判決が出されました。当社は、この判決を不服として、最高裁判所に上告する予定です。これらの判決が出たことに伴い、遅延損害金等を含め訴訟損失引当金として計上しております。</p> <p>当社は、日本生命保険相互会社その他5信託銀行からの訴訟、個人株主約1,500人を原告とする訴訟以外の訴訟につきましても、上記の判決等を踏まえ、訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を訴訟損失引当金として計上しております。</p> <p>今後、多額の損害賠償の支払義務が発生した場合、当社の事業計画に支障をきたし、業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>4 偶発債務 重要な係争事件 当社は、旧証券取引法違反(虚偽記載の有価証券報告書)により、個人株主および機関投資家等より旧証券取引法第21条の2第1項(流通市場における民事責任規定)に基づく損害賠償請求を受けております。これについて、その裁判の結果によっては合計で41,764百万円の損害賠償金の支払が発生する可能性があります。</p> <p>また、当社は、個人株主および機関投資家等より民法第709条(一般不法行為)に基づく損害賠償請求を受けております。これについて、その裁判の結果によっては合計で1,408百万円の損害賠償金の支払が発生する可能性があります。</p> <p>上記株主訴訟のうち、日本生命保険相互会社その他5信託銀行からの訴訟については、平成20年6月13日東京地方裁判所にて、原告請求10,881百万円のうち、9,544百万円の請求を認める判決が出されました。さらに、個人株主約3,000人を原告とする訴訟については、平成21年5月21日東京地方裁判所にて、原告請求23,069百万円のうち、7,270百万円の請求を認める判決が出されました。当社はこれらの判決を不服として、東京高等裁判所に控訴いたしました。当該判決が出たことに伴い、遅延損害金等を含め訴訟損失引当金として計上しております。</p> <p>当社は、日本生命保険相互会社その他5信託銀行からの訴訟、個人株主約3,000人を原告とする訴訟以外の訴訟につきましても、平成21年5月21日の判決等を踏まえ、訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を訴訟損失引当金として計上しております。</p> <p>さらに、当社は、アライドテレシス株式会社より民法第415条(債務不履行による損害賠償)に基づく債務不履行による違約金の支払請求を受けており、裁判の結果により446百万円の違約金の支払が発生する可能性があります。加えて、榎本大輔氏からは、民法第703条(不当利得返還請求権)に基づく不当利得返還請求を受けており、裁判の結果により750百万円の支払が発生する可能性があります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>今後、多額の損害賠償の支払義務が発生した場合、当社の事業計画に支障をきたし、業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>上記のほか、証券取引法違反(虚偽記載の有価証券報告書)等により、機関投資家等から損害賠償を求める通知書を受領しており、最大で5,336百万円の支払いが発生する可能性があります。</p> <p>また、本年5月には、前記株式会社フジ・メディア・ホールディングスより、前記の株式につき、契約違反と民法第709条を根拠として、平成17年12月20日の市場価格(保有期間中最高価格の1株あたり794円)と平成18年3月16日の売却価格(71円)の差額として、前記株式取得金額である44,000百万円を超える96,694百万円の損害賠償を求める追加催告書を受領しており、更に本年12月に、同旨の内容の催告書を再度受領しています。これにより、前記訴訟額34,504百万円と催告金額の差額として、最大で62,189百万円の支払いが発生する可能性があります。</p>		<p>上記訴訟のうち、榎本大輔氏からの訴訟については、平成21年3月31日東京地方裁判所にて、原告請求を棄却する判決が出されました。原告である榎本氏のみこの判決を不服として、東京高等裁判所に控訴しました。</p> <p>今後、多額の損害賠償の支払義務が発生した場合、当社の事業計画に支障をきたし、業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。</p>

(訂正後)

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>3 偶発債務 重要な係争事件 当社は、株式会社フジ・メディア・ホールディングスより、平成17年4月18日に1株329円をもって引き受けた当社株式133,740,000株を、平成18年3月16日に売却したことに伴う損失額34,504百万円について、証券取引法第18条第1項に基づく損害賠償請求を受けております。これについて、その裁判の結果によっては合計で34,504百万円の損害賠償金の支払が発生する可能性があります。</p> <p>さらに、当社は、証券取引法違反(虚偽記載の有価証券報告書)により、個人株主及び機関投資家等より証券取引法第21条の2に基づく損害賠償請求を受けております。これについては合計で41,956百万円の損害賠償金の支払が発生する可能性があります。</p> <p>また、当社は、個人株主及び機関投資家等より民法第709条に基づく損害賠償請求を受けております。これについて、その裁判の結果によっては合計で177百万円の損害賠償金の支払が発生する可能性があります。</p> <p>上記株主訴訟のうち、日本生命保険相互会社その他5信託銀行からの訴訟については、平成20年6月13日東京地方裁判所にて判決が出され、原告請求10,881百万円のうち、9,544百万円の請求を認める判決が出されました。弊社ではこの判決を不服として、東京高等裁判所に控訴いたしました。当該判決が出たことに伴い、遅延損害金等を含め訴訟損失引当金として計上しております。</p> <p>さらに、当社は、アライドテレシス株式会社より民法第415条(債務不履行による損害賠償)に基づく債務不履行による違約金の支払請求を受けており、裁判の結果により430百万円の違約金の支払が発生する可能性があります。加えて、榎本大輔氏からは、民法第703条(不当利得返還請求権)に基づく不当利得返還請求を受けており、裁判の結果により750百万円の支払が発生する可能性があります。</p>	<p>2 偶発債務 重要な係争事件 当社は、旧証券取引法違反(虚偽記載の有価証券報告書)により、個人株主および機関投資家等より旧証券取引法第21条の2第1項(流通市場における民事責任規定)に基づく損害賠償請求を受けております。これについて、その裁判の結果によっては合計で24,511百万円の損害賠償金の支払が発生する可能性があります。</p> <p>また、当社は、機関投資家等より民法第709条(一般不法行為)に基づく損害賠償請求を受けております。これについて、その裁判の結果によっては合計で1,231百万円の損害賠償金の支払が発生する可能性があります。</p> <p>上記株主訴訟のうち、個人株主約3,000人を原告とする訴訟については、平成21年5月21日東京地方裁判所にて、原告請求23,069百万円のうち、7,270百万円の請求を認める判決が出されました。このうち、原告の約半数とは、総額5,012百万円(遅延損害金を含む)を当社が支払う内容での和解が成立したため、現在は、残りの約半数から、10,520百万円の請求を受けております。当社はこの判決を不服として、東京高等裁判所に控訴いたしております。さらに、日本生命保険相互会社その他5信託銀行からの訴訟については、平成21年12月16日東京高等裁判所にて、原告請求10,881百万円のうち9,896百万円の請求を認める判決が出されました。当社は、この判決を不服として、最高裁判所に上告する予定です。これらの判決が出たことに伴い、遅延損害金等を含め訴訟損失引当金として計上しております。</p> <p>当社は、日本生命保険相互会社その他5信託銀行からの訴訟、個人株主約1,500人を原告とする訴訟以外の訴訟につきましても、上記の判決等を踏まえ、訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を訴訟損失引当金として計上しております。</p> <p>今後、多額の損害賠償の支払義務が発生した場合、当社の事業計画に支障をきたし、業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>4 偶発債務 重要な係争事件 当社は、旧証券取引法違反(虚偽記載の有価証券報告書)により、個人株主および機関投資家等より旧証券取引法第21条の2第1項(流通市場における民事責任規定)に基づく損害賠償請求を受けております。これについて、その裁判の結果によっては合計で41,764百万円の損害賠償金の支払が発生する可能性があります。</p> <p>また、当社は、個人株主および機関投資家等より民法第709条(一般不法行為)に基づく損害賠償請求を受けております。これについて、その裁判の結果によっては合計で1,408百万円の損害賠償金の支払が発生する可能性があります。</p> <p>上記株主訴訟のうち、日本生命保険相互会社その他5信託銀行からの訴訟については、平成20年6月13日東京地方裁判所にて、原告請求10,881百万円のうち、9,544百万円の請求を認める判決が出されました。さらに、個人株主約3,000人を原告とする訴訟については、平成21年5月21日東京地方裁判所にて、原告請求23,069百万円のうち、7,270百万円の請求を認める判決が出されました。当社はこれらの判決を不服として、東京高等裁判所に控訴いたしました。当該判決が出たことに伴い、遅延損害金等を含め訴訟損失引当金として計上しております。</p> <p>当社は、日本生命保険相互会社その他5信託銀行からの訴訟、個人株主約3,000人を原告とする訴訟以外の訴訟につきましても、平成21年5月21日の判決等を踏まえ、訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を訴訟損失引当金として計上しております。</p> <p>さらに、当社は、アライドテレシス株式会社より民法第415条(債務不履行による損害賠償)に基づく債務不履行による違約金の支払請求を受けており、裁判の結果により446百万円の違約金の支払が発生する可能性があります。加えて、榎本大輔氏からは、民法第703条(不当利得返還請求権)に基づく不当利得返還請求を受けており、裁判の結果により750百万円の支払が発生する可能性があります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>今後、多額の損害賠償の支払義務が発生した場合、当社の事業計画に支障をきたし、業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>上記のほか、証券取引法違反（虚偽記載の有価証券報告書）等により、機関投資家等から損害賠償を求める通知書を受領しており、最大で5,336百万円の支払いが発生する可能性があります。</p> <p>また、本年5月には、前記株式会社フジ・メディア・ホールディングスより、前記の株式につき、契約違反と民法第709条を根拠として、平成17年12月20日の市場価格（保有期間中最高価格の1株あたり794円）と平成18年3月16日の売却価格（71円）の差額として、前記株式取得金額である44,000百万円を超える96,694百万円の損害賠償を求める追加催告書を受領しており、更に本年12月に、同旨の内容の催告書を再度受領しています。これにより、前記訴訟額34,504百万円と催告金額の差額として、最大で62,189百万円の支払いが発生する可能性があります。</p>		<p>上記訴訟のうち、榎本大輔氏からの訴訟については、平成21年3月31日東京地方裁判所にて、原告請求を棄却する判決が出されました。原告である榎本氏のみこの判決を不服として、東京高等裁判所に控訴しました。</p> <p>今後、多額の損害賠償の支払義務が発生した場合、当社の事業計画に支障をきたし、業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。</p>

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

(訂正前)

項目	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
※1 有形固定資産の減価 償却累計額	37,708千円	—	—
※2 担保資産	現金及び預金 3,500,000千円 (子会社の信用状等に対応するもの) 関係会社株式 2,459,778千円 (信用取引保証金代用有価証券)	—	現金及び預金 3,500,000千円 (子会社の信用状に対応するもの) 関係会社株式 2,459,778千円 (信用取引保証金代用有価証券)
3 偶発債務	<p>重要な係争事件</p> <p>当社は、株式会社フジ・メディア・ホールディングスより、平成17年4月18日に1株329円をもって引き受けた当社株式133,740,000株を、平成18年3月16日に売却したことに伴う損失額34,504百万円について、証券取引法第18条第1項に基づく損害賠償請求を受けております。これについて、その裁判の結果によっては合計で34,504百万円の損害賠償金の支払が発生する可能性があります。</p> <p>さらに、当社は、証券取引法違反(虚偽記載の有価証券報告書)により、個人株主及び機関投資家等より証券取引法第21条の2に基づく損害賠償請求を受けております。これについて、その裁判の結果によっては合計で41,956百万円の損害賠償金の支払が発生する可能性があります。</p> <p>また、当社は、個人株主及び機関投資家等より民法第709条に基づく損害賠償請求を受けております。これについて、その裁判の結果によっては合計で177百万円の損害賠償金の支払が発生する可能性があります。</p> <p>上記株主訴訟のうち、日本生命保険相互会社その他5信託銀行からの訴訟については、平成20年6月13日東京地方裁判所にて判決が出され、原告請求10,881百万円のうち、9,544百万円の請求を認める判決が出されました。弊社ではこの判決を不服として、東京高等裁判所に控訴いたしました。</p> <p>なお、当該判決が出たことに伴い、遅延損害金等を含め訴訟損失引当金として計上しております。</p> <p>さらに、当社は、アライドテレシス株式会社より民法第415条(債務不履行による損害賠償)に基づく債務不履行による違約金の支払請求を受けており、裁判の結果により430百万円の違約金の支払が発生する可能性があります。加えて、榎本大輔氏からは、民法第703条(不当利得返還請求権)に基づく不当利得返還請求を受けており、裁判の結果により750百万円の支払が発生する可能性があります。</p>	<p>重要な係争事件</p> <p>当社は、旧証券取引法違反(虚偽記載の有価証券報告書)により、個人株主および機関投資家等より旧証券取引法第21条の2第1項(流通市場における民事責任規定)に基づく損害賠償請求を受けております。これについて、その裁判の結果によっては合計で24,511百万円の損害賠償金の支払が発生する可能性があります。</p> <p>また、当社は、機関投資家等より民法第709条(一般不法行為)に基づく損害賠償請求を受けております。これについて、その裁判の結果によっては合計で1,231百万円の損害賠償金の支払が発生する可能性があります。</p> <p>上記株主訴訟のうち、個人株主約3,000人を原告とする訴訟については、平成21年5月21日東京地方裁判所にて、原告請求23,069百万円のうち、7,270百万円の請求を認める判決が出されました。このうち、原告約1,500人とは、<u>1審認容額3,993百万円</u>を当社が支払う内容での和解が成立したため、現在は、残りの原告約1,500名から、10,520百万円の請求を受けております。当社はこの判決を不服として、東京高等裁判所に控訴いたしております。さらに、日本生命保険相互会社その他5信託銀行からの訴訟については、平成21年12月16日東京高等裁判所にて、原告請求10,881百万円のうち9,896百万円の請求を認める判決が出されました。当社は、この判決を不服として、最高裁判所に上告する予定です。これらの判決が出たことに伴い、遅延損害金等を含め訴訟損失引当金として計上しております。</p> <p>当社は、日本生命保険相互会社その他5信託銀行からの訴訟、個人株主約1,500人を原告とする訴訟以外の訴訟につきましても、上記の判決等を踏まえ、訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を訴訟損失引当金として計上しております。</p> <p>今後、多額の損害賠償の支払義務が発生した場合、当社の事業計画に支障をきたし、業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>重要な係争事件</p> <p>当社は、旧証券取引法違反(虚偽記載の有価証券報告書)により、個人株主および機関投資家等より旧証券取引法第21条の2第1項(流通市場における民事責任規定)に基づく損害賠償請求を受けております。これについて、その裁判の結果によっては合計で41,764百万円の損害賠償金の支払が発生する可能性があります。</p> <p>また、当社は、個人株主および機関投資家等より民法第709条(一般不法行為)に基づく損害賠償請求を受けております。これについて、その裁判の結果によっては合計で1,408百万円の損害賠償金の支払が発生する可能性があります。</p> <p>上記株主訴訟のうち、日本生命保険相互会社その他5信託銀行からの訴訟については、平成20年6月13日東京地方裁判所にて、原告請求10,881百万円のうち、9,544百万円の請求を認める判決が出されました。さらに、個人株主約3,000人を原告とする訴訟については、平成21年5月21日東京地方裁判所にて、原告請求23,069百万円のうち、7,270百万円の請求を認める判決が出されました。当社はこれらの判決を不服として、東京高等裁判所に控訴いたしました。当該判決が出たことに伴い、遅延損害金等を含め訴訟損失引当金として計上しております。</p> <p>当社は、日本生命保険相互会社その他5信託銀行からの訴訟、個人株主約3,000人を原告とする訴訟以外の訴訟につきましても、上記の判決等を踏まえ、訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を訴訟損失引当金として計上しております。</p> <p>さらに、当社は、アライドテレシス株式会社より民法第415条(債務不履行による損害賠償)に基づく債務不履行による違約金の支払請求を受けており、裁判の結果により446百万円の違約金の支払が発生する可能性があります。加えて、榎本大輔氏からは、民法第703条(不当利得返還請求権)に基づく不当利得返還請求を受けており、裁判の結果により750百万円の支払が発生する可能性があります。</p>

項目	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
3 偶発債務	<p>今後、多額の損害賠償の支払義務が発生した場合、当社の事業計画に支障をきたし、業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>上記のほか、証券取引法違反（虚偽記載の有価証券報告書）等により、機関投資家等から損害賠償を求める通知書を受領しており、最大で5,336百万円の支払いが発生する可能性があります。</p> <p>また、本年5月には、前記株式会社フジ・メディア・ホールディングスより、前記の株式につき、契約違反と民法第709条を根拠として、平成17年12月20日の市場価格（保有期間中最高価格の1株あたり794円）と平成18年3月16日の売却価格（71円）の差額として、前記株式取得金額である44,000百万円を超える96,694百万円の損害賠償を求める追加催告書を受領しており、更に本年12月に、同旨の内容の催告書を再度受領しています。これにより、前記訴訟額34,504百万円と催告金額の差額として、最大で62,189百万円の支払いが発生する可能性があります。</p>		<p>上記訴訟のうち、榎本大輔氏からの訴訟については、平成21年3月31日東京地方裁判所にて、原告請求を棄却する判決が出されました。原告である榎本氏のみこの判決を不服として、東京高等裁判所に控訴しました。</p> <p>今後、多額の損害賠償の支払義務が発生した場合、当社の事業計画に支障をきたし、業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。</p>
※4 金銭の信託	—————	<p>弁済金管理信託契約に基づき、定期預金で運用しております。</p>	同左

(訂正後)

項目	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
※1 有形固定資産の減価 償却累計額	37,708千円	—	—
※2 担保資産	現金及び預金 3,500,000千円 (子会社の信用状等に対応するもの) 関係会社株式 2,459,778千円 (信用取引保証金代用有価証券)	—	現金及び預金 3,500,000千円 (子会社の信用状に対応するもの) 関係会社株式 2,459,778千円 (信用取引保証金代用有価証券)
3 偶発債務	<p>重要な係争事件</p> <p>当社は、株式会社フジ・メディア・ホールディングスより、平成17年4月18日に1株329円をもって引き受けた当社株式133,740,000株を、平成18年3月16日に売却したことに伴う損失額34,504百万円について、証券取引法第18条第1項に基づく損害賠償請求を受けております。これについては合計で34,504百万円の損害賠償金の支払が発生する可能性があります。</p> <p>さらに、当社は、証券取引法違反(虚偽記載の有価証券報告書)により、個人株主及び機関投資家等より証券取引法第21条の2に基づく損害賠償請求を受けております。これについて、その裁判の結果によっては合計で41,956百万円の損害賠償金の支払が発生する可能性があります。</p> <p>また、当社は、個人株主及び機関投資家等より民法第709条に基づく損害賠償請求を受けております。これについて、その裁判の結果によっては合計で177百万円の損害賠償金の支払が発生する可能性があります。</p> <p>上記株主訴訟のうち、日本生命保険相互会社その他5信託銀行からの訴訟については、平成20年6月13日東京地方裁判所にて判決が出され、原告請求10,881百万円のうち、9,544百万円の請求を認める判決が出されました。弊社ではこの判決を不服として、東京高等裁判所に控訴いたしました。</p> <p>なお、当該判決が出たことに伴い、遅延損害金等を含め訴訟損失引当金として計上しております。</p> <p>さらに、当社は、アライドテレシス株式会社より民法第415条(債務不履行による損害賠償)に基づく債務不履行による違約金の支払請求を受けており、裁判の結果により430百万円の違約金の支払が発生する可能性があります。加えて、榎本大輔氏からは、民法第703条(不当利得返還請求権)に基づく不当利得返還請求を受けており、裁判の結果により750百万円の支払が発生する可能性があります。</p>	<p>重要な係争事件</p> <p>当社は、旧証券取引法違反(虚偽記載の有価証券報告書)により、個人株主および機関投資家等より旧証券取引法第21条の2第1項(流通市場における民事責任規定)に基づく損害賠償請求を受けております。これについては合計で24,511百万円の損害賠償金の支払が発生する可能性があります。</p> <p>また、当社は、機関投資家等より民法第709条(一般不法行為)に基づく損害賠償請求を受けております。これについて、その裁判の結果によっては合計で1,231百万円の損害賠償金の支払が発生する可能性があります。</p> <p>上記株主訴訟のうち、個人株主約3,000人を原告とする訴訟については、平成21年5月21日東京地方裁判所にて、原告請求23,069百万円のうち、7,270百万円の請求を認める判決が出されました。このうち、原告の約半数とは、総額5,012百万円(遅延損害金を含む)を当社が支払う内容での和解が成立したため、現在は、残りの約半数から、10,520百万円の請求を受けております。当社はこの判決を不服として、東京高等裁判所に控訴いたしております。当社はこの判決を不服として、東京高等裁判所に控訴いたしております。さらに、日本生命保険相互会社その他5信託銀行からの訴訟については、平成21年12月16日東京高等裁判所にて、原告請求10,881百万円のうち9,896百万円の請求を認める判決が出されました。当社は、この判決を不服として、最高裁判所に上告する予定です。これらの判決が出たことに伴い、遅延損害金等を含め訴訟損失引当金として計上しております。</p> <p>当社は、日本生命保険相互会社その他5信託銀行からの訴訟、個人株主約1,500人を原告とする訴訟以外の訴訟につきましても、上記の判決等を踏まえ、訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を訴訟損失引当金として計上しております。</p> <p>今後、多額の損害賠償の支払義務が発生した場合、当社の事業計画に支障をきたし、業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>重要な係争事件</p> <p>当社は、旧証券取引法違反(虚偽記載の有価証券報告書)により、個人株主および機関投資家等より旧証券取引法第21条の2第1項(流通市場における民事責任規定)に基づく損害賠償請求を受けております。これについては合計で41,764百万円の損害賠償金の支払が発生する可能性があります。</p> <p>また、当社は、個人株主および機関投資家等より民法第709条(一般不法行為)に基づく損害賠償請求を受けております。これについて、その裁判の結果によっては合計で1,408百万円の損害賠償金の支払が発生する可能性があります。</p> <p>上記株主訴訟のうち、日本生命保険相互会社その他5信託銀行からの訴訟については、平成20年6月13日東京地方裁判所にて、原告請求10,881百万円のうち、9,544百万円の請求を認める判決が出されました。さらに、個人株主約3,000人を原告とする訴訟については、平成21年5月21日東京地方裁判所にて、原告請求23,069百万円のうち、7,270百万円の請求を認める判決が出されました。当社はこれらの判決を不服として、東京高等裁判所に控訴いたしました。当該判決が出たことに伴い、遅延損害金等を含め訴訟損失引当金として計上しております。</p> <p>当社は、日本生命保険相互会社その他5信託銀行からの訴訟、個人株主約3,000人を原告とする訴訟以外の訴訟につきましても、上記の判決等を踏まえ、訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を訴訟損失引当金として計上しております。</p> <p>さらに、当社は、アライドテレシス株式会社より民法第415条(債務不履行による損害賠償)に基づく債務不履行による違約金の支払請求を受けており、裁判の結果により446百万円の違約金の支払が発生する可能性があります。加えて、榎本大輔氏からは、民法第703条(不当利得返還請求権)に基づく不当利得返還請求を受けており、裁判の結果により750百万円の支払が発生する可能性があります。</p>

項目	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
3 偶発債務	<p>今後、多額の損害賠償の支払義務が発生した場合、当社の事業計画に支障をきたし、業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>上記のほか、証券取引法違反（虚偽記載の有価証券報告書）等により、機関投資家等から損害賠償を求める通知書を受領しており、最大で5,336百万円の支払いが発生する可能性があります。</p> <p>また、本年5月には、前記株式会社フジ・メディア・ホールディングスより、前記の株式につき、契約違反と民法第709条を根拠として、平成17年12月20日の市場価格（保有期間中最高価格の1株あたり794円）と平成18年3月16日の売却価格（71円）の差額として、前記株式取得金額である44,000百万円を超える96,694百万円の損害賠償を求める追加催告書を受領しており、更に本年12月に、同旨の内容の催告書を再度受領しています。これにより、前記訴訟額34,504百万円と催告金額の差額として、最大で62,189百万円の支払いが発生する可能性があります。</p>		<p>上記訴訟のうち、榎本大輔氏からの訴訟については、平成21年3月31日東京地方裁判所にて、原告請求を棄却する判決が出されました。原告である榎本氏のみこの判決を不服として、東京高等裁判所に控訴しました。</p> <p>今後、多額の損害賠償の支払義務が発生した場合、当社の事業計画に支障をきたし、業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。</p>
※4 金銭の信託	—————	弁済金管理信託契約に基づき、定期預金で運用しております。	同左